

機械リスト認可の申請

機械リストとはプロジェクトに使用される全ての機械で、奨励された通りの生産力および製造工程可能にするための機械である。また、下記のものも含める。

- 機械の交換部品
- アクセサリー、ツール、プレハブ工場のフレーム
- 金型、金型の交換部品、治具
- 修理のために輸出され、再輸入された機械

機械リストの種類

1. 一般機械リストとは製造に必要なリストのこと。例えば、奨励された製造工程に使用される機械、アクセサリー、ツール、測定器、検査機、プレハブ工場のフレーム。以下から成る。
 - 1.1 主名称 とは一般機械リスト内の機械名を意味する。
 - 1.2 副名称 とは税関手続きで使用する輸入申告書に表示された一般機械リスト内の機械を意味する。
2. 交換部品リストとは一般機械の損傷部分の代替で輸入する部品に加え、その併用部分、追加機器のリストも意味する。
3. 金型リストとは金型または金型と同じ機能を果たす機材、及び治具に加え、金型及び治具の交換部品のリストを意味する。

機械リスト作成にあたって知っておくべき情報

1. 御社の製造工程
2. 工場配置図（もしあれば）
3. 中古機械の輸入有るか否か。有る場合は機械の性能保証書を用意する必要がある。

4. リスト内にタイ国内で製造できる機械が有るか否か

5. eMT Onlines システムの利用方法。インベスター・クラブと利用登録をし、利用方法のセミナーを受けなければならない。

機械リスト作成の手続き

1. 認可通知に添付された製造工程を参考にして、工場の製造工程の情報を用意し、奨励された製品との関係を示しておく。

2. 一般機械リストの情報を用意し、製造工程との関係を示しておく。主要機械に関しては生産力を示さなければならない。

-中古機械 (Used Machine) の場合は、機械の性能保証書を用意する必要がある。

関連情報を <http://www.ifia-federation.org/> よりご参照。また、生産力の計算方法をともに示すこと。

- タイ国内で製造できる機械 (Negative list) の場合は追加で機械スペックの詳細を用意し、システムに添付して提出しなければならない。

3. 上記の情報を用意し eMT Online システムに添付し、情報の記入をしたら、システム上で申請案件を提出する。

4. 機械リスト認可の審査は、担当官・係長・部長の3段階に分けて審査する。最初に申請案件が担当官に送られ、提出した順番で認可の審査が行われる。

4.1 機械の詳細情報が正しくない場合、例えば、名称が機械の名称ではない（交換部品や金型の名称になっている）または製造工程との関係性、使用方法の詳細、生産力の計算方法などを正しくしめすことができない場合は、情報修正のために担当官が申請案件を一時返却する。そして、修正後、会社側が指定期間内に再度提出し、改め認可審査を行うことになる。

4.2 機械リストの詳細情報が正しい場合、担当官が申請案件を係長に提出する。

4.3 係長が担当官による認可/不認可の意見を再審し、2つの場合に分けられる。

4.3.1 係長が再審して合意である場合は、申請案件を部長に提出する。

4.3.2 係長が再審して不合意である場合は、申請案件担当官に返し、担当官が再度機械リストの審査をする。

4.3.3 部長が申請案件を審査結果を承認する。

5. eMT Online にて審査結果を通知し、引き続き通関命令申請の手続きにて審査結果を参考すること。

機械リスト認可の申請手続き

1. 機械リスト認可の申請の情報を用意し、システム上で申請案件を提出

2. 認可/不認可の審査



4. 結果通知の受理



eMT Online

3. 結果通知



3段階の BOI 審査官

サービス利用者



- プロジェクトの第1回目の機械リスト認可申請の所要時間は60営業日以内
- 機械リスト修正の認可申請の所要時間は30営業日以内
- 副名称、交換部品、金型リストの控訴申請の所要時間は30営業日以内

副名称、交換部品、金型リスト認可の申請

1. 副名称、交換部品、金型リスト認可の申請の情報を用意し、システム上で申請案件を提出

2. 認可/不認可の審査



4. 結果通知の受理



eMT Online

3. 結果通知



3段階の BOI 審査

サービス利用者



- 副名称、交換部品、金型リスト認可申請の所要時間は1営業日以内